

## 第12回公害健康被害補償予防業務評議員会 議事要旨

1. 日 時 平成27年7月14日(火) 15時00分 ～ 16時30分

2. 会 場 日経カンファレンスルーム(東京都千代田区大手町1-3-7)

### 3. 議 題

- (1) 平成26年度公害健康被害補償業務の実施状況
- (2) 平成26年度公害健康被害予防事業の実施状況
- (3) 質疑応答、意見交換

### 4. 出席者

#### <評議員>

伊藤評議員、梅本評議員、大平評議員、小野田評議員(代理:森崎氏)、  
木村評議員(代理:酒井氏)、丹波評議員(代理:中村氏)、野村評議員、  
浜中評議員、人見評議員(代理:市川氏)、三隅評議員、  
武藤評議員(代理:田和氏)、横山評議員、渡辺評議員

#### <環境省>

(総合環境政策局環境保健部) 北島環境保健部長  
(総合環境政策局環境保健部企画課) 横田保健業務室長、原課長補佐  
(水・大気環境局自動車環境対策課) 定課長補佐

#### <独立行政法人環境再生保全機構>

福井理事長、藏重理事、吉田総務部長、安部経理部長、  
松木補償業務部長、中込予防事業部長

### 5. 議事要旨

#### (1) 平成26年度公害健康被害補償業務の実施状況

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)から報告が行われた。

#### (2) 平成26年度公害健康被害予防事業の実施状況

機構から報告が行われた。

#### (3) 質疑応答、意見交換

次の質疑が行われた。

(注:回答は、特に注記がなければ、機構によるものである。)

##### ① 各業務の今後の見通しについて

→ 補償業務については、旧第一種指定地域の既被認定者数が毎年約3%減少しており、汚染負荷量賦課金額も減少している。今後もこの水準で減少する

と思われる。

予防事業については、財政状況が平成 31 年度から始まる第 4 期中期目標期間にはもっと厳しくなることは明らかで、第 4 期を迎える前に、全体像を考えていくが必要になるのではないかと。事業の選択と集中を図り、事業効果と質の向上を目指していく。

- ② 予防事業について、対象者には、公害健康被害だとわかる方とわからない方がいるのではないかとと思われる。その区別は、しているのか。

→ 公害健康被害の認定制度も、大気汚染の影響による健康被害については、原因物質と疾病との間に特異的な関係がなく、ぜん息などが大気汚染のほかの要因もある中で発症することを踏まえて、できたものである。予防事業は、そこを全部まとめて対象として見ているものなので、大気汚染による人だから対象になる・ならないという区別は、していない。

- ③ 自立支援型公害健康被害予防事業は、今まで基金事業としてやっていたものからピックアップをして国の補助事業としているということなのか。また、付帯事業の財源は、この補助金なのか、基金の利息なのか。

→ 自立支援の補助金は、基金事業として実施し得るものの中から切出しを行い、そちらは環境省からの 2 億円を原資にしてできるという制度である。付帯事業は、この補助金の中の事業で、機構が直轄で行う事業の中でも自立支援事業と整理するものについて補助金を充てている。

- ④ 予防事業の中には厚労省所管あるいは共管ではないかと思われるようなものがあるが、どのような認識か。

→ 予防事業の助成対象として定められている地公体は、旧第一種指定地域と、杉並区、中野区、練馬区、世田谷区、芦屋市及び西宮市である。厚労省の所管行政との関係については、予防事業は重ねて行われてよいのではないかと、ぜん息や COPD に悩まれる方のために予防事業を行うという考え方でやっている。

- ⑤ 予防事業については、厚労省や関係の学会などの協力を得て事業を進める必要があるのではないかと。

→ 厚労省とは、保育士等を対象とした講習会を、保育所を所管している担当課との協力で実施している。また、関係の学会とは、市民公開講座などで共催という関わりができるものなどについては、できる限り連携して行っており、講師などについて協力していただいている。

以 上